

令和6年11月28日

会員各位

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
会長 大野 哲

放射性同位元素等の管理の徹底について（注意喚起）

既に報道等によりご承知のこととは思いますが、放射性同位元素 ^{63}Ni (370MBq) を内蔵した ECD ガスクロマトグラフが所在不明となる事案が発生しました。

放射性同位元素や放射性装置（以下「放射性同位元素等」という。）による放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和三十二年法律第百六十七号）により、適切な管理が求められています。

会員の皆様におかれまして、既に適切な管理に取り組まれていることと存じますが、放射性同位元素等の管理状況を点検し、必要に応じて管理方法の見直し（※）を実施してください。

また、放射性同位元素等の所在が不明（不明の疑いがある場合を含む。）となった場合又は放射性同位元素等を見つけた場合には、速やかに、その旨を原子力規制庁に報告してください。

環境測定分析に対する社会的な信頼性を高めていく観点からも、放射性同位元素等の管理の徹底に努めていただくようお願いいたします。

※ 放射性同位体元素等（表示付認証機器 ECD）の使用や廃棄について、メーカーからも情報提供が行われていますので、各社の HP をご参照ください。

【ご参考】

○アジレント・テクノロジー株式会社

ECD 関連資料 (<https://www.chem-agilent.com/contents.php?id=1002117>)

○株式会社島津製作所

当社製表示付認証機器 ECD をお使いのお客様へ

(<https://www.an.shimadzu.co.jp/service-support/technical-support/remark/gc/ecd1/index.html>)